

事務 事業名	コード1	12700	老人保護扶助費	事業 種別	☐ 国土強靱化地域計画	課	高齢者福祉課							
	コード2					☐ 新市建設計画	所属班	高齢者班						
施策 体系	施策の展開	27	52		高齢者福祉の充実	在宅福祉の充実	☐ 総合戦略	電話番号	62-5350	内線	178			
							☐ 復興計画	予算	会計			款	項	目
							☐ 定住自立圏構想	科目	一般会計			3	2	1
							☐ 行政改革アクションプラン	根拠 法令	老人福祉法・老人福祉法第11条の規定による措置に関する 費用の徴収に関する規則 旭市老人福祉法施行細則					
☐ 主要事業														
☐ 簡易評価														

1 現状把握(Do)

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 昭和 55 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	●65歳以上の低所得者で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、養 護老人ホームの入所措置を行う。 ●市は国が定めた規則に基づく入所者の入所に係る費用の一部を措置費として委託先に支払う。 ●委託先 原則、養護老人ホーム 東総園(状況によって市外の養護老人ホームに入所措置を行うこともある) 【業務の流れ】 入所措置事務<入所申し込み受付→訪問調査(本人面談)・書類調査→入所判定委員会(入所要否判定)→入所決定→施設依頼 通知・申請者へ措置開始通知>、 入所者負担金納入通知書発行、措置費(東総園・瑞穂園)支払、介護サービス利用者負担加算申請受付・措置市町村への通知

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
1.扶助費	53,138	養護老人ホーム入所者措置費	千円	64,501	57,353	53,138	55,635
	0		千円				
	0		千円				
	0		千円				
② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円	事業費計 (A)				
1.国庫支出金	0		千円	64,501	57,353	53,138	55,635
2.都道府県支出金	0		千円				
3.地方債	0		千円				
4.その他	4,718	養護老人ホーム入所者負担金	千円				
前年度比増減理由:措置入所の基準に見合わなかったことによる措置人数減のため			千円	6,519	6,005	4,718	4,339
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)		単位:時間	千円	57,982	51,348	48,420	51,296
入所申し込みの受付、本人面談及び書類調査	480時間		人	0.39	0.39	0.39	0.39
入所判定委員会、入所決定事務	72時間	収入調査と徴収金の決定・通知	時間	792	792	792	792
施設事務費支弁額の算定・通知	72時間	措置費支払・負担金徴収、通知	千円	3,010	3,010	3,010	3,010
			千円	67,511	60,363	56,148	58,645
			千円	67,511	60,363	56,148	58,645

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	26年度実績(26年度に行った主な活動) 65歳以上の低所得者で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、養護老人ホームの入所措置を行う。 入所者の入所に係る費用の一部を措置費として委託先に支払う。	ア 措置人数<3月31日現在>	人	32	28	26	27
目的	27年度計画(27年度に計画している主な活動) 65歳以上の低所得者で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、養護老人ホームの入所措置を行う。 入所者の入所に係る費用の一部を措置費として委託先に支払う。	イ 措置人数<当該年度新規>	人	5	0	3	2
		ウ					
上位目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	65歳以上の低所得者で、在宅で日常生活に支障がある方	ア 65歳以上のひとり暮らし高齢者 (4月1日現在)	人	852	859	876	895
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	イ 65歳以上の生活保護受給者 (6月1日現在)	人	152	182	193	213
	養護老人ホームの措置入所により、精神的、身体的な不安が解消され安心した生活を送ることができる。	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	ア 入所措置が必要であると判定された人のうち実際に入所措置された方の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0
	市民が地域で互いに支えあう	イ ()					
上位目的		⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
		ア 安心して暮らすことができると感じている在宅高齢者の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
昭和38年8月1日に老人福祉法が施行され、高齢者数の増加に伴い、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のため、昭和46年7月に合併前1市3町にて養護老人ホーム東総園を設置。当初は県が入所措置を行っていたが、平成5年4月に県から市に権限移譲された。	平成18年4月に「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」の一部改正(入所条件における身体上若しくは精神上の要件が不要となる)後変更なし	委託先から「定員数に対して措置入所者が少ない」との意見がある。

事務事業名	老人保護扶助費	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班
-------	---------	----	--------	----	------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 施策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	65歳以上の在宅において日常生活を営むことに支障のある方を対象として行っており、地域福祉の充実に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	入所の条件は老人福祉法で65歳以上の環境上の理由及び経済的理由により生活が困難な高齢者とされており、適切である。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	老人福祉法第11条の規定により行っており、心身及び経済状況が困難な高齢者及び養護者からの高齢者虐待の保護の救援措置としても実施することは必要である。
有効性 評価	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	入所措置が必要と判定された方は全員入所でできており、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	現在、入所措置がある必要と判定された方は全員入所でできており、今以上の成果の向上余地はない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☒ 他に手段がある (1) 事務事業名：(生活保護事務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☒ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	社会福祉課との連携により、入所措置または他の福祉制度の利用を検討することで、対象者の状況に適する対応ができ、在宅サービスの提供の方向性に向けて調整を行っている。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	措置費は老人福祉法第11条の規定による措置に関する費用の徴収に関する規則で定められている。高齢者の増加に伴い、対象者も増えるため削減余地がない
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	必要最低限の人員で対応しており、削減の余地はない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	老人福祉法第11条の規定に基づいて入所要否判定を行っており、公平・公正である。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	老人福祉法の規定により行っている事業であり、高齢者の増加に伴って生活困難な高齢者の救済措置としても必要である。また、関係機関との連携を図ることで福祉の充実に繋がる。現在は入所措置が必要な方全員が入所でできているが、今後は対象者が増えることが予測されるため、長期的に現在の水準が維持できるかを確認する必要がある。
② 有効性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性		(3)改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
					コスト																		
			削減	維持	増加																		
成果	向上																						
	維持		○																				
	低下																						
☐ 目的再設定 ☐ 行政関与の見直し ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業統廃合・連携(関連事業： ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 費用負担の適正化 ☐ 廃止・休止																							
(2)改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？																							
いつまでに	なにを、どうするのか？																						
平成28年3月	今後の入所措置必要者数の予測と東総園での受け入れ可能性を介護度の高い入所者の実態に応じた措置の見直しを含め検討する																						
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策																							
特になし																							